

北星学園大学 アクセシビリティ支援室規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令の定め及び北星学園大学規程第108条の4第3項の規定に基づき、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにするために、アクセシビリティ支援室（以下「支援室」という）の業務及び組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔用語の定義〕

第2条 この規程における障害とは、障害者基本法第2条の趣旨に鑑み、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいうものとする。また、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指すものとする。

第2章 支援室の任務及び業務

〔支援室の任務〕

第3条 支援室は、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）の障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにすることを目的とし、もって教育の質の保証に資することを任務とする。

Ⅱ 支援室は、別に定めるガイドラインに従って任務を遂行するものとする。

〔支援室の業務〕

第4条 支援室は、前条の任務を遂行するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生からの相談や要請への対応に関する事項
- 2 当該学生以外の周辺関係者からの相談や要請への対応に関する事項
- 3 支援の必要性、適用範囲及び実施等の判断に関する事項
- 4 支援のための全学的な協力体制構築に関する事項
- 5 本学教員及び組織のコンサルテーション及びコーディネーション
- 6 支援のための学内外の関係部署とのネットワーク構築に関する事項
- 7 支援の妥当性や実施状況及び学習環境の検証に関する事項
- 8 障害のある学生への支援に関する本学教職員への啓発活動に関する事項
- 9 障害のある学生への支援に関わる学生の育成に関する事項
- 10 その他障害のある学生への支援に関して必要な事項

〔相談窓口〕

第5条 障害等を理由とする差別的又は合理的配慮に欠ける取扱い等に関する相談は、アクセシビリティ支援室、総合相談窓口、学生相談室、医務室、チャプレン室、各課窓口等において受け付けるものとする。

[申立て]

第6条 障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生で、障害等を理由とする差別的又は合理的配慮に欠ける取扱い等を受けたと認知した者及び前条の相談窓口等の対応に不服がある者は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。

II 前項の申立てについては、危機管理に関する規程第16条ないし第21条の規定を準用する。

第3章 支援室の組織 (省略)

第4章 支援室の事務 (省略)

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。